

## 錦江町農業委員会 6月総会議事録

- 開催日時 令和元年6月26日(水) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員 (農業委員15人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

### 農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

- 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 木場 裕志

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第13号 農地法第3条許可申請について

議案第14号 農地法第4条許可申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第16号 非農地証明願について

議案第17号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第18号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

議 長	<p>只今より令和元年6月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番 鳥越委員と5番 徳永委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第13号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第13号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号8号の譲渡人は、O・Tさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字池ノ迫1941番、地目は畑、地積は3,901㎡となっています。</p> <p>譲受人はO・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>O・Kさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地、小作地はありません。</p> <p>この件の担当調査員は、弓指推進委員です。</p> <p>次の受付番号9号の譲渡人は、N・Mさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字砂田185番2、地目は田、地積は577㎡となっていま</p>

	<p>す。</p> <p>譲受人は、S・Tさん、T自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>S・Tさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地6,718㎡で、水稲、甘藷を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、耕耘機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号10号の譲渡人は、I・Bさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字鳥濱630番、地目は田、地積は88㎡と、神川字鳥濱631番、地目は田、地積は573㎡で、2筆の合計は661㎡となっています。</p> <p>譲受人はS・Kさん、T自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>S・Kさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地15,255㎡で、水稲を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、耕耘機各1台となっています。</p> <p>受付番号9号、10号の担当調査員は、12番 内菌委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず受付番号8号について、弓指推進委員お願いいたします。</p>
<p>弓 指 推進委員</p>	<p>この件は、おばあさんがお孫さんに渡すということで、父さんがちょっと病気で農業が出来ないということで、お孫さんに譲渡するということでした。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号9号、10号について、12番 内菌委員お願いいたします。</p>
<p>12番 内菌委員</p>	<p>9号の土地ですけれども、N・MさんからS・Tさんへの売買で契約したものです。値段は577㎡で〇〇万円です。水稲を主体としてお父さんと150日以上農業に従事していて、水田周りも綺麗にされているので、何ら問題は無いと思います。</p> <p>10号のI・Bさんの田んぼですけれども、どうしても買って欲しいということでS・Yさんに話があり、S・Kさんが売買で契約しております。値段は88㎡と573㎡で足して〇〇万円で契約されております。S・Kさんも水稲を作っていて、田んぼ周りも綺麗にされているので、何ら問題は無いと思いま</p>

	す。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
2 番 鈴 委員	値段が違うようだけど、何か条件が相当違うの。今、このNさんとIさんののは〇〇万円と〇〇万円と半分ぐらいでしょう。
1 2 番 内 菌 委員	IさんはK市にいて、もういらんと、土地が。ただでも良いからという感じだったんですが、それじゃいかんということでYさんが知り合いに聞いたみたいで、ちょっとでもということであんな契約になったところです。
2 番 鈴 委員	それで安くなったということ。
1 2 番 内 菌 委員	はい。 土地もあまり良くないんですよ。三角地で。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第13号を採決します。 お諮りします。 議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第13号については原案のとおり決定しました。
議 長	次に議案第14号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは議案第14号について説明いたします。</p> <p>受付番号1号については、一般住宅建設のための申請となっています。</p> <p>受付番号1号の申請者は、K・Eさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字上馬渡6615番1、地目は田、地積は1,280㎡のうち500㎡となっています。</p> <p>9頁から14頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 元丸委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を9番 元丸委員お願いします。</p>
9 番 元丸委員	<p>はい。報告します。</p> <p>6月17日、事務局2名と弓指推進委員の4人で現地調査を行いました。この物件は、2月の定例会で農振除外で出たところですが、今回も同じ場所で農地転用ですが、前回と同じく周りに迷惑をかけるような所では無いということで、問題は無いだろうという判断をいたしました。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第14号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第14号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第14号については、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	<p>次に、議案第15号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は16筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、先ず、議案第15号のうち、受付番号94号から100号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第15号のうち、受付番号94号から100号までについて説明します。</p> <p>先ず、受付番号94号の貸し人はD・Sさん、Y自治会在住の方です。申請地は馬場字上西谷6351番、地目は畑、地積は9,117㎡のうち2,300㎡となっています。貸付期間は令和元年7月1日から令和2年12月14日までで、小作料金は40,000円となっています。</p> <p>借り人はO・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>O・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2名で300日、自作地5,724㎡、小作地2,975㎡で、しきみを主体とした経営をされています。農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、耕運機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 安水委員です。</p> <p>次の受付番号95号の貸し人はN・Nさん、N自治会在住の方です。申請地は城元字迫ノ前1549番、地目は田、地積は3,007㎡のうち700㎡となっています。貸付期間は令和元年7月1日から令和2年12月14日までで、小作料金は25,000円となっています。</p> <p>借り人はF・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>F・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が3名で50日、自作地12,993㎡、小作地3,091㎡で、インゲンを主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター1台、トラック3台、管理機1台となっています。</p>

この件の担当調査員は、山中推進委員です。

次の受付番号96号、97号の貸し人はD・Mさん、K市在住の方です。申請地は、96号が神川字西道原二4061番22、地目は畑、地積は1,304㎡、97号が神川字西道原二4061番25、地目は畑、地積は4,070㎡で、2筆の合計は5,374㎡となっています。貸付期間は令和元年7月1日から令和5年12月14日までで、小作料金は全部で35,000円となっています。

借り人はF・Tさん、M町在住の方です。

F・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地24,647㎡で、しきみを主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、管理機、トラック、下刈り機各1台となっています。

次の受付番号98号の貸し人はI・Sさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字小長崎5011番1、地目は畑、地積は6,455㎡のうち、5,000㎡となっています。貸付期間は令和元年7月1日から令和10年12月14日までで、小作料金は35,000円となっています。

借り人は96号、97号と同じF・Tさんです。

次の受付番号99号の貸し人はU・Kさん、K市在住の方です。

申請地は、神川字小長崎5005番1、地目は畑、地積は7,639㎡のうち5,157㎡となっています。貸付期間は令和元年7月1日から令和10年12月14日までで、小作料金は50,000円となっています。

借り人は96号、97号と同じF・Tさんです。

受付番号96号から99号までの担当調査員は、水流推進委員です。

次の受付番号100号の貸し人は(有) Kさん、U自治会に拠点を置く法人です。申請地は神川字梅ノ木5727番1、地目は畑、地積は3,223㎡となっています。貸付期間は令和元年7月1日から令和10年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人はK・Mさん、Y自治会在住の方です。

K・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2名で480日、自作地10,543㎡、小作地40,533㎡で、干し大根、肉用牛を主体とした経営をされています。農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、タイヤショベル・ロールベイラー・マニア各1台となっています。

この件の担当調査員は、竹原推進委員です。以上です



議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号94号について、8番 安水委員お願いいたします。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>受付番号94号の圃場は、南大隅町より錦江町を通り鹿屋市へ向かうグリーンロードの、安水の信号機より鹿屋市へ2kmぐらい行った左側にある圃場です。この圃場は9,117㎡のうち2,300㎡とありますが、この圃場内の既に3,000㎡はOさんとDさんとで利用権が成立しております。今回、Dさんが高齢のため作業が出来ないということで、Oさんと利用権を結びたいということでした。Oさんは農地も綺麗にされており、何ら問題は無いと思いますので、審議の方をよろしくお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号95号について、山中推進委員お願いいたします。</p>
山 中 推進委員	<p>はい。F・Mさんは娘夫婦と4人で、茶とインゲンを作っております。家の近くのハウスであり、借りたいということをお願いがありました。25,000円です。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号96号から99号について、水流推進委員お願いいたします。</p>
水 流 推進委員	<p>はい。96、97は桜原地区にありまして、98、99は下の方の皆倉地区の上です。この畑、3件ともMさんがしきみを栽培されておまして、今回辞めるということでFさんへ相談があったということで、Fさんが引き受けてくれました。Fさんもシキミということで、同じ作物なので良いのではないかと思います。現地を見に行っただんですが、少し手入れ不足かなあという所もありますが、シキミなので大丈夫かと思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号100号について、竹原推進委員お願いいたします。</p>
竹 原 推進委員	<p>受付番号100番ですが、仮屋ファームの敷地内にある畑で、以前からKさんが借りていたんですが、今回、利用権を入れるということになります。Kさんは、畑も綺麗に耕作される方ですので、問題無いかと思います。よろしくお願いします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
3 番 鍋 委員	シキミとありますが、これはもう既に植わっている畑なんですか。
事務局	そうです。成園です。
5 番 徳永委員	U・Kさんは娘さんになるのかなあ。
水 流 推進委員	いや。これはお母さんです。U・Tさんのお嫁さんです。
2 番 鈴 委員	前は借地料が入らないとか言いおったけど、今は何も問題は無いんですか。
事務局	前はKの関係であったんですが、そこはもう解決しました。
5 番 徳永委員	Kの関連は、一部を除いて殆ど次の人がお金をぴしゃっと払っているんですけど、Kのもので解決していないのが1町歩ぐらいあるんですよ。手を付けていないのが。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第15号のうち、受付番号94号から100号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第15号のうち、受付番号94号から100号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第15号のうち、受付番号94号から100号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第15号のうち、受付番号101号から109号までについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第15号のうち、受付番号101号から109号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号101号から109号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元に配分計画案を配っておりますのでご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっております。一番真ん中のところが従前の耕作者ということでございます。</p> <p>ちょっと色が付いている2番と3番とか、機構貸出となっている部分は耕作者変更ということで、今回の審議の対象とはなっていないところで、今回は令和元年度第2期ということで、貸付の始期は8月1日からということになります。説明については以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第15号のうち受付番号101号から109号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第15号のうち受付番号101号から109号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第15号のうち受付番号101号から109号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第16号 非農地証明願についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議案第16号について説明します。</p> <p>まず、受付番号5号の申請者はS・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字上小牧5990番1、地籍は515㎡と、神川字上小牧5992番2、地籍は1,477㎡と、神川字上小牧5993番1、地籍は1,782㎡の3筆で、地目はいずれも台帳は田、現況は原野となっています。この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。</p> <p>次の受付番号6号の申請者はK・Kさん、S国在住の方です。申請地は田代麓字白井草2577番2、地籍は4,707㎡、地目は台帳は畑、現況は山林となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、11番 毛下委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。 まず、受付番号5号について、私の方から報告します。
1番 宿利原委員	この地図で見ますとおり上の方に畑がありますが、ここは谷底で良く今まで作っていたなあというような所で、ここは前までは田んぼでありましたが、もうS・Kさんは85、6歳で、米も何も作られないということで、そのまましておりましたが、この前、6月17日現地調査をしまして、もう非農地で良いんじゃないかという判断をしました。
議長	次に、受付番号6号について、11番 毛下委員をお願いします。
11番 毛下委員	はい。報告します。 6月17日、Oさんと事務局2人と現地を見に行きました。この地図でも見

	た通りなんですけれども、30年から40年の杉の大木が立っており、山林と判断しました。以上です。
議 長	ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第16号を採決します。 お諮りします。 議案第16号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第16号については、原案のとおり決定しました。
議 長	しばらく休憩します。
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。
議 長	次に、議案第17号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	— 資料に基づき説明 —
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第17号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第17号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第18号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	— 資料に基づき説明 —
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第18号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第18号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、令和元年6月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者 窪 和人